

第四十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十九号

(五二〇)

昭和三十一年四月二十一日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君

理事 足鹿 覺君 理事 芳賀 貢君

池田 清志君 大坪 保雄君

加藤 精三君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 野原 正勝君

細田 吉藏君 松田 鐵藏君

三田村武夫君 亘 四郎君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

松浦 定義君 湯山 勇君

稻富 稜人君 中村 時雄君

林 百郎君

出席國務大臣 國 務 大 臣 佐藤 榮作君

出席政府委員 總理府事務官 小島要太郎君

(北海道開發局) 總務課長 崎谷 武男君

(經濟企劃庁) 水 崎谷 武男君

(資源局長) 農林政務次官 丹羽 兵助君

(農地局長) 農林事務官 丹羽雅次郎君

委員外の出席者 北海道東北開発 北島 武雄君

公庫総裁

専 門 員 松任谷健太郎君

本日の會議に付した案件

土地改良法の一部を改正する法律案 (内閣提出第七号)

○高見委員長 これより會議を開きます。土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○芳賀委員 土地改良法の改正案につきまして、重要な関係がある北海道開発庁長官に、若干の質問をいたしたいと思ひます。

今回の土地改良法の主要な改正点については、関係事項については長官としても認識されておられるわけであり、その第一の点は、今回の土地改良法の政府改正案によると、土地改良基本計画というものを國が策定する。その場合、長期計画については閣議がこれを決定し、なお決定までの間に於いては、関係省庁、特に北海道開発庁の場合にはこれに当然合議されると思ふのであります。そうなりますと、昭和三十一年から北海道の第二期八カ年計画というものが発足してあるわけでありまして、この八カ年計画の中には、言うまでもなく、農業関係の長期計画というものが当然包括されておるわけであり、そうしますと、今回の土地改良法の改正が行われる場合においては、当然北海道における総合開発の

中の農業開発の長期計画と、土地改良法によるところの長期計画というものが出てくるわけなんです。そういう場合に、当然、昨年から発足しておる北海道の八カ年計画と土地改良法の長期計画との調整、あるいは実行等については、重要な関係が生ずるわけであり、まず、この点について、開発庁長官から所見を伺いたいわけであり、北海道はたゞいま開発計画を進めておられます。その中には、お話のように、農業部門ももちろんあるわけであり、またその他の事項によつて農村振興をやつておられますが、そういう場合におきまして、両者の間にもちろんそごがないうちに、北海道の特殊事情を農林省におきまして十分認識していただくように、事務当局のほうで十分折衝するつもりでございます。

○芳賀委員 そこで、関係のある問題としては、北海道開発予算の中では、農業基盤整備事業というところで進めておられるわけであり、それを区分しますと、土地改良事業と農用地開発事業の二様にこれが分かれるわけであり、この土地改良事業と農用地開発事業というものは、今回の土地改良法の改正と関連を持つことになるわけであり、したがって、この開発計画の中の農用地部門と農用地開発事業の長期計画と農用地開発の長期計画の具体的な内容等について、長官からこの際明らかにしておいてもらいたい。

○佐藤國務大臣 北海道におきましての特質と申しますか、これは土地が広くて、気候も内地とは相当違つておりますが、その土地自身が特殊な構成をしておる地帯が多い。たとえば火山灰地帯であるとか、あるいは強粘土地帯、あるいは泥炭地帯、こういうような特殊なものがございまして、この土地改良につきましても、特に力を入れておるわけであり、さらにまた、北海道農業としての特質、たゞいま米がよほどできるようになりましたけれども、なおかつ、いわゆる畑地耕作、これによほど力を入れなければならぬし、また牧畜、そういう意味においては草地開墾、これもまた北海道の特質ではないか、かように考えます。ただいま申し上げましたような土壌の改良、さらにまた、これが利用につきましても努力をしておるわけであり、

○芳賀委員 私は、この土地改良事業と農用地開発計画の内容について、できるだけ具体的に長官から直接答弁をしてもらいたいと思ふわけであり、たとえば三十七年七月十日に、北海道開発の第二期計画というものが閣議決定をされておられるわけでありまして、特にその中の関係の部門といたしましては、土地改良事業について、その一が「生産性の向上と農業経営の安定をはかるため、既着工事業については、経済効果の早期発見を期し、極力事業の促進をはかる」とともに、新たに改良を実施する事業にあっては、水田地帯におけるかんがい施設等の更新、畑地帯における排水、客土、耕土改良等の耕地条件の整備を積極的に推進することとし、約六十万ヘクタールの改良事業を実施する。」その二は、「草地農業の確立と畑作農業経営の安定をはかるため、農地および草地の造成改良面積約三十五万ヘクタールを目途に、開拓および草地の造成改良事業の推進に努める。また、開拓地における基礎施設の整備等の促進により既入植開拓農家の経営の早期安定をはかる。」こういうことになっておるわけであり、したがって、土地改良事業につきましても、面積において約六十万ヘクタールの改良事業を八カ年計画の中で実行する、草地及び農地の開発については、いわゆるこれが農用地開発事業でございますが、これが面積において約三十五万ヘクタールを目途に開発造成の事業を進める、こういうことには実はなつておるわけであり、したがって、土地改良法の改正が行なわれた際においては、この八カ年計画の内容の計画というものが、すなわち、土地改良事業の長期基本計画の中にそのまゝ取り入れられるということでは、これはいけなかつたと思ふわけであり、したがって、この点について、先般の農林大臣の答弁によりまして、当然重要な関係機関である北海道開発庁長官とも、北海道開発八カ年計画のほうに先に出発しておるものであるからして、あとからつくる計画においても十分熟議して、遺憾のないよう

万道漏なきを期しておりますので、事務当局を奮勵いたしまして、さっそく勉強することいたします。

また、基本的な農業についての考え方、これは私も同一の考え方を持っており、ことに北海道の産業につきまして、いろいろ新しいものも考えられますけれども、既入植者をはじめとして、道民の方々がまず農業を自立すること、もうすでに今日は国内における有数な米作地にもなっておりますけれども、さらに畑地のほうにおきましてはまだまだ自立するのになかなか困難がございます。これらの点について特に力を入れて、そうして農業の育成強化をはかっておる、こういう実情でございます。この点は施策の面においてもそういうものがあらわれておりますから、これは御了承いただききたいと思います。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、農用地開発の問題の中の、特に新たな重要課題である草地造成の今後の推進の点について、特に開発庁長官として、畜産農業との関連においてこれをどういうふうに進められておるか、重要な点を伺いたい。

○佐藤農務大臣 ただいまのお尋ね、これは北海道の農業の特質といたしまして、特に畜産農業に力を入れるべきでないだろうか。幸いに道知事もこういう点については非常な理解がございす。町村君とも十分連絡をとりまして、そして草地改良、これに力を入れておるわけでありす。そこで、ことしからは農林省の所管のうちに、草地改良部を試験場に設けることにいたしましたのも、その一つのあらわれでございます。先ほど申しました泥炭地あ

るいは火山灰地帯その他について、積極的にくふうをいたしておるような次第でございます。

○芳賀委員 そこで、草地改良事業が具体的に促進されるということであり、また道営あるいは国営のものにございす。たとえば農用地開発事業の場合、これがいわゆる開拓パイロット事業と草地造成事業というふうな二様に分かれるわけでありす。パイロット事業の場合は、これはもちろん国営あるいは道営事業ということ、国営の場合には直轄事業あるいは代行事業というものは国が負担で行なうわけでありまして、現在直轄事業については国の負担率が八〇〇というところになっておりますが、同じ農用地開発事業の中、パイロット事業の場合にはそういう方式で進んでおる。ところが、草地の造成事業の場合においては、農林省の方針によりまして、国営事業はこれが行なわれない。基本調査については国が負担を行なうが、事業の実施については直轄事業は行なわれない。道営あるいは団体営ということでありたいというふうな先般の答弁がありました。これは北海道開発事業を進める上からいっても重要な点だと思つて、この農用地開発事業については、当然のことでありす。開拓パイロット事業とあわせて、草地造成事業についても、小規模等の事業は別でありす。いわゆる大規模の草地造成事業等については、同様に国が国営直轄事業あるいは代行事業等を行なうという点を、ここで明確にしておいてもらいたいわけでございます。

○佐藤農務大臣 御承知のように、北海道におきましては、パイロット・ファーム等を育成しておりますので、そういう意味の国営のものはございす。また道営あるいは団体営にいたしましても、内地の場合とはその補助率等も違つてゐるんじゃないか。これは一に北海道の特殊性を考慮してそういう処置をとつておるのでありす。が、さらに私は、補助率等におきましても、今後の問題としてくふうしたいんじゃないかと思う。ことに先ほど申しますような土地の基本的な改良をいたします。たとえば泥炭地であるとか、あるいは火山灰地帯であるとか、強粘土地帯であるとか、そういうところにつきましても入植あるいはその利用、これはなかなか容易ではないと思つて、その基礎的な条件を整えるのについては、これはやはり国がやるべきじゃないだろうか。しかる上で、そこに入植あるいはその利用を進めていく、こういうことにしたい。そういう場合に一番根本になりますのが、その土地自身、土壌自身、これを耕作に適するようにすることが必要でありす。さらに農道あるいはかんがい用水の確保、ことに飲料水等のない地帯もございすので、そういうことについては、特別に国が指導なり、あるいははものによりましては補助なりすることによって、初めて条件を整えられる。こういうことに特に力を入れてまいりたい。かように考えております。これは内地においても同様なこと、が言える地帯があると思つたけれども、特に北海道においてはこの点を十分注意して、そうしてお世話し上げることが必要のように考えております。

○芳賀委員 そうしますと、別に北海道に限定して私は申し上げるわけではございませんが、本日は北海道開発、この関係でお尋ねをしておるので、自然問題が局限されるわけでありす。いまの御答弁によりまして、結局農用地開発事業は、内容としては、開拓パイロット事業とあわせて、草地造成事業も重要度を同列に置いて、大規模造成事業等については国営直轄あるいは代行等の方針で進めるといふことに間違いないわけですね。

○佐藤農務大臣 この北海道という特殊地域について特にそういうくふうを要するんじゃないだろうか、かように私は考えております。過般来、私は現地を視察してまいりましたが、特にこのようにいま申し上げたような諸点において、やや十分でない、欠くるものがあるようでございます。これを農民自らの負担にさすといふことは、北海道の開発、そういうものと取り組む点から申しまして、国もさらに積極的に援助すべきじゃないだろうか、こういう気がしてなりません。ことに泥炭地などの開墾、草地改良、これなどは普通一般ではやり得ないことのように実は見てまいりましたので、これは依然として国営事業で進めるべきだろう、かように考えております。

○芳賀委員 その点は明確になったわけですが、私たちも、土地改良法の改正が行なわれても、すべて北海道の公共事業である土地改良事業あるいは農用地開発事業が、改正された土地改良法の全面的な適用とか拘束を受けるといふふうには実は考えていないわけですが、ただ、この法の改正によって適用を受ける点も出てくるわけでございます。

からして、その点は、土地改良法の改正が行なわれれば、全部北海道の農業基盤関係の問題はその適用を受けるといふような理解では長官もなと思つて、この点も大事な点ですから、明らかにしていただきたいと思います。

○佐藤農務大臣 いまの土地改良法で主として問題になっておりますものは、かんがい用水その他共用施設の、そういうものではないかと思つて、北海道の場合におきましては、特殊な考え方がどうしても必要だろうと思つたので、その点を明確にしておきたいと思つて。もちろん、土地改良法ができることによりまして、北海道の開墾事業も非常にしあはせする、かように思つて、北海道の特殊事情というものがどの程度それに取り入れられるか、これはまたいろいろ予算の実施にあたりましてくふうを要する問題ではないか、かように私は考えております。

○芳賀委員 次に、具体的な問題ですが、草地の開発の基本調査が進んでまいりまして、小規模あるいは湿地、牧野等については、事業が進められておるわけでありす。いま長官の言われた、国営で行なう性質の大規模草地開発事業等については、これは当然着手の段階に入るわけでありす。その場合、造成事業の実施体制というものをどうするか。これは御承知のとおり、北海道開発審議会においても、今後の北海道の農業開発あるいは畜産農業の発展を促進するためには、どうしても飼料資源の給源の開発というものが大事であるといふことに論点が置かれておるわけでありす。八九年計画においても、これは昭和三十五年が基

旅行を機会に特にデンマークなども十分視察してくると、かように申しておられますので、民営でやることについては異存はないことだと思いますが、そういうことにおきましても十分効用を発揮するようにいたしたいものだ、かように考えております。

○芳賀委員 もう一点、補助率の問題ですね。これは国営でやる場合には、現在開拓パイロットが八〇％ということになっておりますが、残余の道営とか団体営の問題もあるわけでございします。これは、現行の補助率というものは、必ずしも高率ということにはなっておりませんから、この点に對して今後改善するという方向へ行かれるかどうか、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 これはなかなか基本的な問題がございしますので、一概には申し上げかねます。しかし、現状をいたしましては、ただいまの補助率、それを維持すること、これはもちろんでございますが、さらにものによりましてくふうの余地はないだろうか、もう少し上げることはできないだろうか。片一方で、開放経済に臨む今日、補助というものはなるべくやめてくれ、こういう意見もありますので、なかなか根本的に困難があるだろうと思ひます。しかし、北海道の特殊性、これは十分理解をいただいて、しばらく現状のままで進めること、これが妥当な処置ではないか、かように私は考えております。

○芳賀委員 最後に、あと一問で、残りは事務当局に伺いますが、すでに御承知と思いますが、旭川市における木材化学会社が、北海道庁としても開発

庁としても、木材化学工業の発展というところに相当重点を置いていたわけでございしますが、創業後間もなく、成績があらぬ関係もあって、三月末に操業を中止して、会社更生法による整理段階に入ったわけですね。これは土地改良法とは直接の関係はありませんが、北海道における木材資源を活用して木材の化学工業を進めるという方針は、北海道開発計画の中に相当重点事項として掲げられておるわけでございします。したがって、大臣が主務大臣であるいわけ、二億の出資あるいは四億五千万円の融資等を行なっておるわけであります。こういう点は、開発庁として木材化学会社に直接の監督とか指導の立場はないとしても、北海道の今後の木材化学工業の発展の上から見ると、大きな影響が生じてくるわけであります。したがって、これらの点について、開発庁として、木材化学会社が操業中止をして整理に入つた経過と、今後この種の化学工業の育成と発展等についてどのような方針で対処されるか、大筋について長官からお伺いしておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 北海道木材化学株式会社、これは御承知のように、木材資源を活用するという、たいへん私どもも嚆矢した事業でございします。したがって、その会社の発足にあたりまして、特別に指導もし、われわれも協力してきた、かように考えております。また、道におきましても非常な力の入れ方であつたと思ひます。私も北海道開発庁長官になりました第一に視察したのはこの工場でございます。したがって、木糖の製造なりあるいは

はその他の製品等についても、非常な関心を持っております。しかし、今回その第二期計画におきまして、みずから整理の方向へ道を歩んでおります。このことはまことに残念でございします。しかし、ただいま会社更生法を適用されておりますので、その成果を見たいと思ひますが、このでさうがりました当時におけるような考え方、どこまで地方の産業として、また北海道の木材資源を有効に使う、こういうような意味合いにおきまして、この産業は進めていきたいものだ、かように考えてはおりますが、北海道庁として、開発庁として、それはどこまでやれますか。ただいまの経過その他につきましまして、開発公庫のほうから説明させていただきます。かように考えます。たいへん残念な仕儀でございします。この点を私どもも成り行きを見守つて、かような状態でございします。

○芳賀委員 長官の御意思としては、操業中止に至つた経過の検討も大事であります。今後の方針としては、欠点などがどこにあつたかということも他日明らかにするわけでありすからして、それらの欠陥を是正する方向に進めて、開発庁としては、将来、この種の木材化学産業というものが、北海道の地域においても確実に発展できるような方向に進めていきたい、こういう御所信と承つて差しつかえありませんか。

○佐藤國務大臣 そのとおりでございします。

○芳賀委員 大臣はもうけつこうでこの点に關係して、北海道東北開発公庫總裁のほうから、いま私が長官に

尋ねました問題の経過並びに今後の方針等について、できるだけ詳細に述べてもらいたいと思ひます。

○北島説明員 お答え申し上げます。北海道木材化学株式会社に対しましては、北海道東北開発公庫といたしまして、二億円の融資と四億五千万円の設備資金の融資をいたしてまいりました。昨年の五月に一応工事が完了し、六月から試運転に入つたわけでありす。その後、操業に入りましてから、機械の故障が相次ぎまして、操業度は一〇％から二〇％程度の間で暮れごろまでまいつたのでございします。この点につきましましては、北海道庁におきましても憂慮せられました。昨年の十二月に、北海道大学の工学部長の大塚教授、それから北海道工業試験所長の緑川博士を院長とする調査団を派遣いたしまして、会社の操業の技術的内容について検討を依頼したわけであります。その結果によりまして、相当の設備について不完全な点がわかつたやうであります。調査団の御指摘では、今後さらに二億六千万円の追加設備をいたして補修をする必要があるという結論が出てまいつたのであります。なお、そのほかに、従来の設備資金の不足分四千万円がございしますので、結局さらに三億程度程度の設備投資を要するといふことがわかつてまいりました。それよりも先に、一月になりまして運転資金が欠乏いたしました。そのままだまいりました。北海道開発公庫といたしましては、とにかくせうかく全体で二十億の資金を投じてできました。わが国において貴重な木材化学の設備でございしますから、何とかこれを補修して

完全運転までいたしたいものだと思ひまして、とりあえず設備資金、さらに追加設備投資をするにいたしました。さしあたる運搬資金に一億九千万円を要する状況でございしたので、北海道拓殖銀行と協同いたしました。当公庫八千万円、拓殖八千万円、合計一億六千万円の運搬資金の融資をいたしました。これはもっとも、早急に設備の補修を行ないまして、三十九年の六月一ぱいにフル操業できるまでの補修を、こういう目算であつたわけでございします。その後、会社において手直しをいたしまして、依然として操業度は一〇％ないし、二〇％程度でございしました。その後、さらにこの装置の根本でありますところの木材の蒸解が基本的な欠陥があることがわかつた。会社といたしまして、その三億以外にさらに大きな追加設備を要するといふことがわかつて、とりあえずフル操作に至る見込みがどうでないといふことで、一応会社更生法による開始の申し立てを決定されまして、三月三十日に旭川地裁に申請をいたしたわけでありす。翌三十一日には保全処分命令が出たやうでございします。そこで、会社更生法にはいろいろこれからの手続がございしますが、六月ごろになりますと、裁判所の関係人の審尋などがありまして、それから管財人の選任、それから更生の開始決定等が一応予想されております。これらにつきましましては、目下公庫といたしましては、一番の大口の債権者、それからまた北海道は、当初御計画なされたほうのいわれる道策会社の中心でございします。北海道庁とも十分に御連絡、また御指示いたしまして、今

完全運転までいたしたいものだと思ひまして、とりあえず設備資金、さらに追加設備投資をするにいたしました。さしあたる運搬資金に一億九千万円を要する状況でございしたので、北海道拓殖銀行と協同いたしました。当公庫八千万円、拓殖八千万円、合計一億六千万円の運搬資金の融資をいたしました。これはもっとも、早急に設備の補修を行ないまして、三十九年の六月一ぱいにフル操業できるまでの補修を、こういう目算であつたわけでございします。その後、会社において手直しをいたしまして、依然として操業度は一〇％ないし、二〇％程度でございしました。その後、さらにこの装置の根本でありますところの木材の蒸解が基本的な欠陥があることがわかつた。会社といたしまして、その三億以外にさらに大きな追加設備を要するといふことがわかつて、とりあえずフル操作に至る見込みがどうでないといふことで、一応会社更生法による開始の申し立てを決定されまして、三月三十日に旭川地裁に申請をいたしたわけでありす。翌三十一日には保全処分命令が出たやうでございします。そこで、会社更生法にはいろいろこれからの手続がございしますが、六月ごろになりますと、裁判所の関係人の審尋などがありまして、それから管財人の選任、それから更生の開始決定等が一応予想されております。これらにつきましましては、目下公庫といたしましては、一番の大口の債権者、それからまた北海道は、当初御計画なされたほうのいわれる道策会社の中心でございします。北海道庁とも十分に御連絡、また御指示いたしまして、今

後の会社の再建の方策について、私も関係人ともに十分協力して、い案を立てていかなければならぬ、こう考へておるわけでございます。

○芳賀委員 たいだいま總裁からある程度詳細な説明を受けたわけですが、われわれとして奇異に感ずる点は、事前に公庫等に対して何らかの連絡とか打ち合わせ等が行なわれたかどうかということ。新聞等によりますと、そういうことが全くないままに、重役会議において直ちに会社更生法による申請を行なったということになっておるようですが、われわれとしても、これは道策会社というふうな認識の上にも立っておるわけですが、したがって、出資の内容等についても、總裁からも触れられましたが、北海道として二億五千万円、北海道東北開発公庫が一億四千万円、北海道東部開発公庫が一億四千万円、三千万円、そのほか、民間では丸善石油が六千万円、東綿の五千万円、国策パルプの三千万円、日綿の三千万円、そういうことで九億八千万円の出資ということにはなっておるわけですが、また設備資金等についても、いま御説明のありましたとおり、開発公庫から四億五千万円の設備資金が出ておって、さらに興銀、長期銀行、それから拓銀等からもそれぞれ一億二千万円、こういうことにもなっておるわけですから、事態がいかに緊迫したといえども、これらの主要な出資者とか機関に対しては、何らかの事前の打ち合わせとか協議というものがあつてしかるべきではないかというふうに感ずるわけですが、その点に対しては總裁はどう考へになりますか。

○北島説明員 もちろん、公庫は大口の出資者でございますし、北海道庁も

最大の株主でございます。道庁におかれましても非常に心配されて、私のほうでも一体どうなることであろうというふうな、常にその状況は見守つておつたわけでございます。北海道庁におきまして調査団を派遣せられて、その結果の御報告を承り、公庫として

も、これはある程度他の市中金融機関とも協調融資は必要ではございまして、公庫としても何分の援助をいたさなければならぬ、こう考へておつたわけでございますが、その後の操業状況が思ひより悪いということをおりおり耳にいたしまして、初めて困つたことになったなと思つておつたわけでありま。しかし、そのまま会社としても何とかして補修されるのじやないか、こう考へておりましたところ、三月になりまして、さらに北海道庁から、東洋高圧会社の関係会社に東洋エンジニアリングコンサルタントという会社がございまして、その会社に、さらに技術方面の調査を依頼してやつてもらつたわけでございます。その結果が会社にショックだったようであります。会社としては、フル運転しない前におきましては、蒸解がまの欠陥もわかつておつたのであります。いざフル操業するつもりで、一日五十トンの木材を処理する能力があるわけでありまして、フルに使へるまでの木材確保の運転がきかないというふうになりまして、会社としては、事ここに至つて何ともいたし方がないというところで、三月二十五日に役員会を開いて、更生に入るよりしかたがないということになりました。私のほうにもその連絡があつたわけでありまして、公庫といたしましても、せつかく大事な巨額の國家資金

を注ぎ込みました結果でありますので、まことに残念ではございすけれども、会社のそういう申し入れがございしたので、これはもうやむを得ないことだというふうな観念いたしました。それに承諾いたしましたわけでございます。

○高見委員長 芳賀委員に申し上げますが、御質疑は議題外にわたらないように御注意いただきたいと思ひます。

○芳賀委員 はい。

そこで、この経過についてはおおよそわかつたわけですが、一番重大な欠陥というもののについては、設備上の欠陥があつたことはもちろん明らかであります。もう一つは、企業採算上、たとえば製品が数種類生産されるわけですが、これらの製品の販売とか市場の見通し等についても、会社を設立する以上は、そういう製品の処理がどうであるかということが明らかにならない限り、これは公庫としても、みだりに出資とか融資を行なうべきでないことは明らかでございます。こういう点についてはどういふ欠陥があつたか。

それからもう一つは、会社の設立経緯といたしまして、これは操業開始までに相当長期にわたつておるのです。たとえば田中知事の在任中から企図された企業でありまして、その時代の原料とか木材の供給状態と、今日の時点における木材事情というものは、相当変化を示しておるわけですが、当時は台風災害等によつて、風倒木の処理等が、国有林の立場から見てもあるいは公有林の立場から見ても、北海道としては相当重要な課題であつたわけですが、利便価値の低い、低品位木材というものをこれに活用するとか、あるいは廢材

を利用するというところで出発したわけですが、現在の北海道の林業の状態は、むしろ北海道の地域内においても原木等が不足しておるという状態で、町村知事がいま外遊中ですが、北海道の地域に原木を輸入して、そうして現在の北海道におけるいろいろな木材関係の企業の維持をはかる、そういう時期に到達しておるわけですから、原料の給源との関係等についても、いまの時点における事情の変化というものは、相当大きな問題でないかと思はれるわけですが、したがって、これらの点が十分究明されて、今後その再建の方途が可能かどうかという判断はおのずから出てくると思ふわけですが、この問題等についても、公庫として、あるいは道庁とも連絡されておると思ひますが、どういふ検討を進めておられるのか、あるいは見通し等についてできるだけ明らかにしてもらいたい。

○北島説明員 北海道木材化学株式会社ができましたのは昭和三十四年でございまして、これは、その当時の原木事情と現在とは相当異なるわけでございます。当初三十四年に四億五千万円の資本金でございました。公庫は実は出資いたしておりません。公庫といたしましては、なるほど木材化学はきわめて有用な将来の化学工業であることには違ひなさうだ、それからまた北海道の工業改善にとつても有益な事業である、こういうふうな認識は持つておつたのであります。と申しませんが、私、その当時の当事者でございまして、その当時の記録等によりまして、ただいま申し上げておるわけでございますけれども、当時といたしましては、確かに有用な事業であるよう

ではあるけれども、はたしてその実験室から直ちにこういう大きく企業化することがどうであらうかという点につきましては、公庫も相当な疑問、懸念を持つておつた。この点につきましては、北海道庁とも、あるいはまた各方面とも連絡いたしまして、できるだけ最初にはまあ中間テストをやつてからやつたらいんじやないかということでありましたが、大勢としては、とにかく北海道庁の方針として、すぐ企業化できるならしようじやないかということになりました。公庫としても最小限度の設備にとどめてはいただきまして、たけれども、覚悟いたして出資を昭和三十七年に二億四千万円したわけでございます。それとともに、設備資金の融資もいたしたわけでありまして、事ここに至つた根本の原因は、私、しろうと考へてはございまして、やはり実験室では成功しておつても、それを直ちに大きく企業化することがはたして妥当であつたかどうか、こういう点にあらうかと思ひます。日本に初めての化学工業でございまして、それをいままですのプラントでやつておつたのを、急に一日八十トンの木材処理ができるような能力にしたわけでございます。それが、そこにやはり実験上と、それから実際の操業上との錯誤が起つたんじゃないか、こういうふうな考へております。まあ、これはいまから死ねの年を数えるようなことで、いたし方ないわけでありまして、事ここに至つた以上は、公庫としても多額の資金を投じたのでございまして、これについてある程度やはり切られることは覚悟しなければならぬと思ひます。更生会社とな

りますれば、大事な国の資金ではございませうけれども、これはやはり他の債権者、株主と同じような負担において、公庫の出資を切られることも覚悟しなければならぬと思っておりますが、はたして今後どのような更生計画がございませうかということにつきましては、これは今後管財人が選任されまして、管財人の手によってできるわけでございませうから、私もいまいからいろいろ想像するわけにはいかないわけでございませうが、ただいま御指摘ございませうように、原木の事情というものは現在では非常に変わっておりますので、そういう点につきましては、やはり新しい目でもって見直す必要があるのではなからうか、行いがかりにとらわれずに、新しい目でもってこの設備をどうしたら最もよく北海道の開発のために役に立つような利用ができるだろうか、こういう基本的な考え方から検討をする必要があるかと思ひます。こういう点につきましては、まだ関係当局者と打ち合わせておりませんが、公庫の基本的立場といたしましては、再建をできるだけ御援助したい、それとともに、最近における原木事情、今後の見通し等も十分頭に入れて、関係者の間で適切な更生計画を練っていただきたい、こう考えておる次第でございます。

○芳賀委員 先ほど委員長長の御注意もありましたので、この程度にとどめておきますが、いま總裁からも率直な説明がありましたので、これは慎重に、また積極的に検討を進めていただいて、近い機会に、今後の再建方針等について、これは国会の適当な委員会等においてまたお尋ねしたいと思ひますが、最後に、一点だけ申し上げます。この地元産業としての性格もありまして、特に旭川地方においては、敷地の購入等についても協力をしておるようでありませう。あるいはまた地元の取引関係等についても、約七千万程度の不履行の取引が残っております。これはまた旭川市等においても鋭意協力して解決につとめておるようでありませうが、従業員等についても、二百数十名の従業員が、この操業の突然の中止によって他に転職とか何とかしなければならぬというような気の毒な事態に立ち至っておるわけでございませう。これは直接の責任はないとしても、北海道の開発の大きな発展計画の一環として、こういう問題が妥当な企業であるということが認められて、それが政府機関からも出資あるいは融資が行なわれておる、北海道庁においてもそういう措置がとられておるということも考えた場合におきましては、直接の責任はないとしても、やはり政治的なそういう配慮とか、今後善処すべき問題は残っておると思ひわけでございませう。したがって、地元におけるこれらの未解決の問題の処理とか、あるいは希望を持って働いた従業員諸君の今後の配置転換とか、あるいは会社が再建の見通しができて、操業再開に至るような場合にはまた復職するような問題とか、それらの問題等についても、北海道開発庁あるいは北海道庁と十分連絡をとられて、期待に沿えるような再建の方法をぜひ出してもらいたいということを期待するわけでございませうが、この点について、總裁並びに開発庁の小島監理官も来ておられますので、

で、両当局から御意見を述べていただいて、それで私の質問を終わりたいと思ひます。

○北島説明員 会社側からの報告によりますと、三月三十一日に保全処分が裁判所から出ると同時に、二百二十五人の従業員に対しては、百七十九人と聞きまして、百七十九人に対しては、退職手当と解雇に至るまでの給料を現金で渡してあり、これが従業員諸君に非常にアプリーシエートしてもらえたようでございませう。その後トラブルもなく、円満に労働関係が一応整理段階に入つたというように承知いたしております。

今後につきましては、これは管財人がすることではございまして、会社側のなすべきことではございませうけれども、私も、私どもも有力な株主並びに最大の金融機関といたしまして、会社側の今後の措置を十分に好意的に見守つてまいりたい、こう考えておるわけであります。むろん、私どものほうで援助できることがありましたならば援助いたすことにやぶさかではないわけでございませう。

○小島政府委員 北海道開発庁といたしまして、その木材化学が、この北海道の産業開発、工業開発の面におきまして、これが企業として成り立ち得ますならば、その意義はきわめて大である、非常に従来から高く評価してまいっておるわけでございまして、その点につきましてはの見解は、従前と全く変わらないのでございませう。これが今後のことにつきましては、一に技術の面にかかっておるのでございませうが、それぞれその面の有力な技術者の

方々の今後一そうの御研究、御努力に大いに期待をいたしまして、願わくはこの新しい産業が将来うまくいきますように、願つてやまないわけでございませう。北海道庁とも今後ともに十分に連絡をとりたいて思ひます。また公庫につきましても、事態の推移に即応いたしまして善処してまいることとを願つておるわけでございませう。

以上、開発庁といたしましてこの問題に対する見解を申し述べた次第でございます。

○高見委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後はおおむね一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時五分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案について、質疑を続行いたします。東海林稔君。

○東海林委員 土地改良法の改正につきましては、同僚の角屋、石田、芳賀各委員から、それぞれ重要な点について相当質問がございましたが、今度の改正は相当広範にわたつておりますので、私も数点お伺いしたいと思ひます。実は赤城農林大臣にもお尋ねしたいと思つたわけですが、きょうは大臣がどうしても御出席できかねる、こういうことでございませうので、大臣に対する質問だけは次会に留保させていただきます。きょうは主として事務当局にお尋ねしたいと思ひます。

まず第一点でございますが、この計画を立てて事業をやる場合に、関係者の同意に關する規定のうち、未墾地については今度のたしか第五条の三項かと思ひますが、その区域内の未墾地関係者の全員の同意を要するという事になっておるようでありませう。これまではずべて三分の二の同意であつたのでありますが、未墾地の分については全員の同意を要する、こういう点について、先日の提案理由の説明なり補足説明を聞いたところによりますと、未墾地からの農用地の造成は、土地の形質及び利用目的を根本的に変更するものでありますからという理由を言われておるわけでありますが、私はこの点あまり納得できないのであります。御承知のように、畑から田にするというような場合も、相当形質の変更であり、利用の実態は変わつてくるわけであります。が、未墾地だけについて全員同意をなせなければならぬか、こういう点をもう少し詳しくはつきり御説明をお願いしたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 お答え申し上げます。

御承知のとおり、在来の土地改良法の二条で開田、開畑というのがございまして、在来の五条で土地改良事業をやるやり方が書いてございませう。そして開田、開畑につきましては、今回の改正におきましては、二条を改めまして、開田、開畑を農用地の造成といたしまして、未墾地からの田畑の造成のみならず、草地を含まして農用地という概念で、これをつくる仕事を土地改良に包括したわけでございます。そこで問題は、未墾地をあるいは別の概念で申しまして、林地、雑種地を開田、開畑あるいは草地にしてしま

う、この場合に、その所有者が自分の意思でそれをやろうという場合には問題ないわけですが、三条資格者というものは、地域内に存しますという未墾地の所有者、権利者が一応包括されますので、他の、それを持っておる人以外の三分の二で、林の所有者あるいは雑種地の所有者が林からたんばにされてしまう、こういうことはやはり問題である。在来の土地改良法では御承知のとおり、この制度はございましたが、結局開拓というものは、上からの土地改良事業といたしまして、農地法の買取の上にやるたてまえでございまして、こういう未墾地から農用地を造成する形は、実際問題として動いておりませんでした。そこで、こういう申請による土地改良で農用地を造成いたします際に、未墾地、林地から畑に変わるといふようなとき、土地の使い方を本質的に変える使い方については、その所有者の同意を得てやること、事態を円滑に進めるし、また意に反して、それ以外の人が、ある人の持っている林をたんばにしてしまおうじゃないかというのを三分の二で強制するということは、どうしても適當を欠くということで、未墾地につきましては、未墾地の所有者の全員の同意、こういう整理をいたした次第でございます。

○東海林委員 どうもわからないのですがね。たとえば畑をたんばにするという場合に、あるいは個々の人から見れば、反対の者がある場合もあると思う。それでも三分の二の同意があれば、一応事業としては進めることができる。未墾地だけについて——そういう考えを持つのは若干のひがあるのかもしませんが、どうもいまの政府当局は、山林所有者に対して遠慮したような、特殊扱いをしているような傾向が考えられるのでありますが、そういう点がここに出てくるのではないかと気がするわけですが。ただいま農地法の四十四条の關係の話がありましたが、農地法の從來の考え方からいえば、農用地として適當な土地は、本人の意思にかかわらず国が強制的に買取できることになっておるわけですね。これは林地あるいは原野にしておくよりは、農用地にするほうが、むしろ本人のためにも収益が増加するという点もありますが、同時に、国土の高度利用という点からして、いわゆる公益的な点からすれば考えられるということで、強制買収の規定を設けておるわけですが。いまの場合は、土地改良法を設立して開田する場合において、決して本人の所有権を取り上げるということじゃないのですから、農地法の規定から見れば、法的にはきわめて弱い規定だと思ふのです。にもかかわらず、これだけを特別扱いにするというのには、農地法四十四条以下の規定との関連から見ても、非常につり合いのとれないことじゃないか、このように思ふわけですが、いかがですか。

○丹羽(雅)政府委員 御承知のとおり、農地法四十四条で、未墾地を国が買取いたしました、国の手によりまして農地として人を入れる、あるいは農業を営む者に売り渡す、この形は構成として十分残しておるわけでありまして、問題は、土地改良の世界におきまして、そういう形以外に、農用地の造成の道をさらに開いてまいりたい、そういうふうな考えました場合に、山林所有者が林地を持っておる、そうして一定の地域を定めて土地改良事業で農用地造成をしようという際に、法律上その地域内におります未墾地の所有者も三条の資格者ということになります。そうして一人分の頭数になりません。そこで、その一人の人以外にたくさんの方がおいて、三分の二でもってAという人の持っている林をたんばにしてしまおうときめた場合、そのAという方が御自分でたんばとして使うという意思があるならば、当然この人は同意をいたしますし、自分でたんばにして使う意思がない山林所有者は、三分の二でたんばにしてしまえと他律的に強制しても、それは意味がない。したがって、そういう方があれば、ほかの人がその土地をかうとか、あるいはそこをはずすとか、それ以外の所有者が同意する山林を開発する、林地を畑にして使う意思のない人を土地改良法の三分の二で強制いたしまして、自分がその畑を耕す気がない場合は、これは全く意味がない。政府が買取いたしまして、農地として第三者に売るなら、これは別でございまして、所有の状態が残っておりますので、当然そのように整理することが適當であろう、こういう法律の整理でございます。

○東海林委員 どうもわからないのですが、たとえば畑をたんばにする場合は三分の二でいい。しかし、いまの御説明のように、たとえば自分としては特殊な果樹とか花をやっておる場合、畑としては自分を利用したいが、たんばとしては利用する意思がないという場合もあり得ると思うのです。あるいは家族構成の關係で畑なら何とかやれるけれども、たんばではやり得ないという場合もあり得ると思う。そういう場合においても、三分の二の同意で畑をたんばにするということが法律的には認められておる。いまの林のときだけそれと違うという点が、いまの説明では私にはわからないのです。どうもはつきりしません。

そこで、もう一つ、突っ込んで聞きますが、たとえば從來自然の野草を刈り取って作った採草地を今度は改良するということにしまして、ある程度機械を入れて開墾もし、そこに播種して人工的に草地を栽培するというような場合も、いまの規定からいって、農地の造成ということになると、農地法は、いまのそういう点なんかは、天然の草刈り場を今度は改良して、人工的な農業的な採草地にするというふうな關係も相当出てくると思ひますが、そういう場合を考えると、畑をたんばにするというふうなことに比べて、形質の変更なり用途の変更という点からいえば、非常に軽微なところ。そういう場合でも、全員の同意というところは、どうも均衡を失しておる。何か山林所有者というものを特別に考へておるんじゃないかという疑念がどうしても解けないのですが、もう少しそこをわれわれの理解できるように説明していただきたい。

○丹羽(雅)政府委員 農業者が土地を田なり畑なりとして利用いたしておる。そこに關係する人々が水を引っぱってその畑を改善しよう、あるいは田から畑に水路等を直して戻そう、これは農業者相互間の三分の二の意思で服していただきたい、それは農業用に土地を使っておるという立場でございまして、全体の立場に立つて服していただくたい、こういう考え方一つ持つわけでありまして。問題は、農業用に使っておらない土地、林地あるいは雑種地がございまして、これを、所有者が別な場合でございまして、農業用に使え、三分の二がお前は農業用に使うべきであるという強制をすることの可否でございまして。それは農業用に使っておらない林地として自分は使いたいという方があった場合に、お前は農業にこれをすべきである、よってこの林地はみんな一緒に畑になって畑にしてしまおうじゃないか、その多数決に服すべきである、こう考えることが適當であるかどうかというところに、この法律改正の際には実はぶつかったわけでございまして。その際の考え方としては、全員の同意、つまり、五条件三項でございまして、資格者というものを別に考えまして、全員同意というところを使っておりますが、同意する人を取り込んでいくという考え方ではございまして。どうしても同意しない場合には、六条その他で、たんばとして使おうという方に所有権を移す形においてあつせん、調停、協議の指導をして、その土地を農地として使う人の所有権に移して、しかる後にそれをたんばにする、こういうプロセスを経ることが、所有権の主体との關係からいまして適當であらう。やる気がない人の林を第三者の強制でたんばにしてしまおうということでは、どう考えても問題がある。先生の御指摘の、その人をはねのけて国が買って、たんばにして別の人を入れる、これは別問題でございまして。その所有の実体をそのままにしておきましてたんばにしてしまおうということは、問題もあるし、適當ではない、こういう

う考え方でございます。

○東海林委員 局長の答弁は、林地の所有者と農業者というものを判然と区別されて答弁をされているので、私の質問とびたつとしないのですが、私が言うておるのは、いまの林地なり雑種地を農用地にする場合に、林地なり雑種地を持つている人の全員でなしに、三分の二の同意があれば、林地、雑種地の所有者の大部分が同意をしたという趣旨においてやるべきじゃないか。私が言っているのは、現在農業をやっている人たちが全部やりたい、しかし、林地や雑種地を持つている人は大部分が反対だ、そういう場合に同じにせい、こういう趣旨で言っているのでは決まていないのです。林地や雑種地を持つている人の三分の二ということではないのか、それを特に全員というのはどうも納得できない、こういう趣旨で申しておるのです。何かいまの答弁では、そうでなしに、林地なり雑種地を持つているものと農業者というものを分けてお考えになっているので、少し質問と食い違っていると思ひますので、そこを少しはつきり……

○丹羽(雅)政府委員 おこたを返すわけではありませんが、問題は、林地として使用している人が、その土地を農地として使用するときまで引っぱり込めるかどうかという問題でございます。その気にならなければ、農業者とどうか。土地利用の姿を畑から田に変えるということは、その実体を変えるという事でございしますが、農業と一緒にやっておられる方が自分はこの林地として残したい、あるいは農業を全然やらずに、林地だけを持つておる方、これをその林地所有者の三分の二

であろうと何であろうと、その気のない人を他の強制で、極端に言うとおまは農業をやれという強制を働かせることがいかにぬの、あるいはおまえが持っている農業以外の部分を農業に切りかえなさいという強制、端的に申しますと、一つの業を営むことを強制することに相なりますので、その気になる方をこの中に取り込んでくる、これが最も合理的な考え方であろう、かように存じておるわけでありませう。

○東海林委員 くだいようだけれども、どうもわからないのだが、その場合に、畑をたんぼにしたくないという人も、やはり全員同意ということではないと、あなたの理屈は通らないと思ひます。畑は畑としてやっていきたいのだという人も、三分の二の同意があればたんぼにするという規定になっておるわけですか。それといまのお話と何ら変わりがないと思ひますが、本人の意思に反するもの、そういう気のないうものをやるといっても、畑作農業ならやりたいけれども、水田農業ならやりたくないという者があるわけですか。それをやはり三分の二でやることか、それと同一ことか、それと同一ことか、その区別がどう違ひうのか、そこをはつきりしてください。

○丹羽(雅)政府委員 確かに御指摘の問題点があるかと思ひますのであります。先ほど申しましたとおり、田なり畑なりで農業を営んでいるその方が、水一つ取り上げますと、一定の地域でジュリマンダリーになるわけにいきませんので、三分の二で水田にしようというときには、御一緒に水田にすることを強制する、そこまでは在来もやっておりますし、今度の法案もそうなっ

ております。そこで、その次の問題といたしましては、現に林地として使っておるもの、林地として使わないで、おまえ農業として使え、それに強制すること、畑をたんぼとすることと同じだということに相なれば、先生のおっしゃるとおりであります。実は本法を整理いたしましたときには、それは同じとは考えない。そうして林地をたんぼとして使おうという方は、当然同意というか、参加していただけるわけですから、その意思のある方は参加するわけですから、全員同意で、意思のない方だけが残るわけです。意思のない方だけが、全員同意の方式のときに問題になるわけです。自分としては林地として所有して使いたいというものを、他の者の三分の二で、おまえはたんぼとして使え、畑として使えという法律上の強制を課することはいかぬと思ひます。もちろん、四十四条によつて買収してしまふ場合は別でございます。現に所有の状態を残しておるわけでありませうから、おまえは林地として使わなさい、たんぼとして使え、畑として使え、あるというのを他の三分の二で強制することについては、やはり問題があるというふうには私も考へております。

○東海林委員 見解は違ひますけれども、立法に当たつた人間の考え方だけではわかりません。この問題は、幾らやっても同じことか、この問題から、次に移ります。

次にお尋ねしたいのは、国営とか県営の場合に、申請によらず、国や県が主導権をとつて計画を立て、事業をやることができるといふ規定になつたわけですが、私はこれの実益がどこにある

るかという点がわからないのです。従来でも一応申請主義ではありましたが、実際に国営でやるのか県営でやるのか、大きい事業につきましては、もちろんこれは国や県が計画を立てて、関係者の中の有力な人々と話し合つて、その人たちの理解のもとに、その人たちが中心になって、関係者の大多数の同意を得て申請する、こういう形だと思ひます。今度はそれでなしに、国や県みずから同意を求め、こういうような趣旨のようでございます。この間の補足説明等を見ますと、高度の技術を要するもの、あるいは受益の範囲の広いものは、そうやたらいいいというように書いてあるのです。これは従来の申請の場合でも、たゞいま申しますように、同じ関係だと思ひます。私は、むしろ、こういう土地改良事業のごときは、やはり民主的に下から盛り上がる力でもってやるというものがたてまえでなければならぬと思ひます。また、実際問題として、関係者に事業に協力させるという点からいいますと、そこ若干の点数はかかりましても、やはりそういう手続を経るほうが、長い目で見て円満な事業の実施にいいのじゃないか、このようない見解を持つておるわけですか。

特に今回、国や県が上から事業計画を立てて進めることができる、もちろん、三分の二の同意は求めるわけでありませうが、国や県がみずからそういうことをするという改正をやつたのは、一体どういうふうな実益を考へてなされたのか、その点についてお尋ねします。

○丹羽(雅)政府委員 実は、本委員会の前々回でございしたか、石田有全

先生から、各地の土地改良におきまして、地元の納得なしに行なわれたために非常に紛糾を起こしている、ああいう事態を起こすなという御注意がございました。私もこの数年前からこのことには非常に気を使つておるわけでありませう。そこで、過去におきましては、先生も御承知のように、法律はどうかと、実態としては、国なり県が非常にインシアチブをとりまして、ぐんぐん地元を引っぱつていって事業をやつた。それが必ずしも地元のほんとうの意味の納得の上でできておらなかつたというものが、その後の事態におきましていろいろ紛糾を起こしてきている。そこで、この前もお答え申し上げたとおり、あくまでこの土地改良事業というものは、究極に農家のたんぼなり畑にからまる仕事であるから、農民の下からの力によって行なわれるべきである。それを厳正に土地改良法は数年前から全国で実行したすうに心がけておりますという趣旨のことを申し上げました。問題は、その際に、いづれにしろ土地改良事業でございしますから、最終的に農民の方々の三分の二、実行面ではもっと高くないかというところが、同意なしに仕事をやるということとは絶対にあつてはならないと私も考へます。申請による土地改良事業というものは、先生御承知のとおり、十五人以上の者が発起人になつて、まずみんなに呼びかけて、三分の二の同意をとつて、国なり県にやつてくださうと頼む法に相なつております。そこで、この法制を厳重に守れば守るほど、あるいは国、県がやたらに引っぱつていくことを押えれば押えるほど、一種の先覚者といひますか、そ

ういう者は、不幸にして発起人のない地区においては出てまいらない。法制上は少なくともそうなるわけでありませう。そこで、出てこないものはしかたがないという立場で考えるかどうかという問題にもなるわけでございますが、出てこないのはしかたがないとすわっているだけでなく、今度は逆に國なり県の立場で、あの地区はやはり思ひ切つて排水したらいののだ、確かにいいはずだ、そういう判断がもしかりに原なり國の立場からできますならば、これはひとつ上から下へ呼びかけてもいいじゃないか。その場合に、上から下へ呼びかけることは問題でございますから、上で計画をつくつてお示しして、三分の二の方の同意を一挙に求めていく。発起人が出なくても上から求めていく。そして、なるほどそういう計画ならよからうではないかというところで、その地区の三分の二以上の方々の同意で動き出すならば、それもあつてしかるべきである。而々相まつてしかるべきであらう。要は、その關係の方々の三分の二以上の同意というものを、法の命ずるとおり厳正にとつてまいる、そして地についた形において土地改良事業を行なうということが確保できますれば一番理想ではなからうか。ただ発起人が出て呼びかける場合だけ土地改良事業は行なうのだということも、あまりにも消極的にすぎないか。ことに長期計画等で、ある程度の意欲を持って計画的にやつていこうとすれば、出てこない地区につきましても、國、県の立場で計画をつくつてお示しして呼びかけていく、この道を開いていく必要がある。最近におきまして、先生御承知のとおり、事業が

非常に高度化したしまして、水源等も相当遠くに求めるというような実態が出てまいりましたので、實際問題として、地元の方々の着想と発意で大きな事業がまとまるといふものも、なかなかむずかしい面が出てまいつております。非常に雄大な、雄渾な計画は、やはり國、県が立てておはかりするといふ道も、もう一方の交通路としてあつてよからう。心すべきことは、その三分の二の同意が上からの押しつけになつてはならない、その点は重々注意して運用に当たりたい。法制的にも、その点は県知事、市町村長に十分配慮しておるつもりであります。

○東海林委員 いま発起人の十五人がなかなか見つからない場合があるという御趣旨でございますが、國營の何百町歩とか何千町歩以上というもので、十五人の発起人がないという場合は、實際問題として私はおかしいと思ふのです。また、発起人が見つからないということとなら、面積の小さい団体營のほうが見つけにくい傾向になるのです。発起人の点でこの問題を説明されても、私はちよつと納得できません。そういうことだったら、面積の小さい団体營のほうがかえつて見つけにくいのではないか。団体營のほうは計画的にはしろうとにはわかりやすいということがあり得るかもしれないが、關係者の数からいへば、國營、國營ほど多くなるはずだし、また面積も多いのですから、十五人の発起人が見つかりにくいということだけで、どうも私は説明としては不十分じゃないかという気がする。また、一応考えられておる実益というものはそれ

だけでですか。

○丹羽(雅)政府委員 私ども考えておりますのは、十五人が見つかる見つからぬということより、土地改良事業といふものの発想と申しますか、計画のイニシアチブと申しますか、それが法制上の問題として、下からほんとうに生まれてくるだけではないのか、発想はやはり國、県も持つていいのではないかと、いふところの問題点でございます。いわば十五人以上の発起人が発想し、着想して計画の概要をつくつて、ひとつこれで計画を立ててくれないうかというところで、下からの農民から出てくる発想の道と、それから國、県から発想をして、計画をつくつてお示しして農民の方々の賛否を問う、こういう道がございまして、実は十五人が見つかる見つけられないという問題よりも、土地改良事業の発想、企画を農民サイドにだけ置いて、國なり県はすわつておるか、あるいは國なり県も発想、着想は持つて農民に呼びかけていくか、その後の道のやはりあつてよからうではないか。在来からございしましたのは、開墾、干拓は國營事業で國がまるがかえでやるものでございしますから、それをあわせて行なう場合はいいとか、発想と何とかの場合はいいとか、限定的に考えられておつた。今度は、事業の性質が大きくて高度の技術を必要とするようなものは、國なり県が発想して農民におはかりするといふ形で、土地改良事業の着手に入つてまい。その道はやはりもう少し切り開いてもいいのではないか、こういう考え方であります。

○東海林委員 その計画の発想の問題は、従来とも決して農民自体で計画が

立つておつたのじゃないから、私はその点は同じじゃないかという気がするのです。特に今度の土地改良法の改正として、長期計画といふものを立てて、國なり県がやはり大きいものについて、は相當具體的な計画をずつと立てていくのだらうと思ひます。問題は、その計画に基づいて事業を實際に実施するかどうかといふところの発想ですね。それはやはり下から盛り上げるべきじゃないか、こういうふうに私は考えるのです。計画自体を農民に自分でやれといふようなことは、いままでも要求しておらなかつたし、今後もしもは困難だと思ひますが、計画は長期間ちやんと立てることになつておるので、す。けれども、事業をやるかやらぬかといふところの発想といふますか、そういうものは下から盛り上がるというものは下から盛り上がるというものです。常には主張している民主的なやり方で、上から押しつけるというような方法は避けようじゃないかといふことから見れば、今度の改正としては逆行じゃないかといふ気がするわけです。もしこの点について政務次官に何か御見解がございましたら、ひとつ承りたいと思ひます。

○丹羽(兵)政府委員 仕事を起すのに、民主的な立場から考えますれば、先生御指摘のように、下からそうした気持ちでわいてきて、初めてそれを取り上げるといふ行き方、これも一つのりっぱな行き方だと考えます。と同時に、ただいま農地局長から申し上げましたように、ある程度農なり國なりがやらせるために水を向けるという、こ

うした行き方も一つありますので、両方とつていくことが最も好ましいといふ考えで政府は出しておるようなわけでありませう。

○東海林委員 そこで、先ほどから私は実益があるかといふことを聞いておるわけですが、そうすると、政府の考え方としては、今度國營とか縣營については、従来以上に國なり縣が積極的にもつと責任を持つ、こういうような気持ちもあつて、こういうふうな規定を入れたんですか。その点はいかがですか。

○丹羽(兵)政府委員 御指摘になりまして、責任を持つと申しますよりも、もつと積極的に働きかけるといふ意味であります。

○東海林委員 どうもあまりびつたりこないのですけれども、次に移ります。経費の負担に關連してでございますが、今度の改正で、排水事業等については、地方公共団体にも法律的にはつきり負担させる道が開かれたことは、一つの前進だと思ふわけですが、この経費負担に關連しまして、私二、三具體的な問題点、疑問の点がございしますので、お尋ねしたいと思ひます。

一つは、一応土地改良区をつくつて、計画ができて上がつて、事業進行過程において、御承知のように、土地改良の仕事は最近非常に長年月かかつておりますので、そういう關係で、途中で情勢が変わりまして、たとえば都市周辺等の改良等を計画しておつたものが、あるいは新たに工場誘致等の問題が起きたために、相當な面積が計画から脱落するといふような事例が、ちよちよちいま出ておるわけです。その場合に、組合設立からその脱落の時期に至るま

での経費をどういうふうに脱落する者に負担させるか、あるいは負担させずに免除するかという点にきわめて明確でないために、あちこちで問題を起している事例を私は知っておるわけですが、そういう点は今度の改正案にはあまり具体的にはつきり出ていないわけですが、どういうような御見解でおられますか、その点をひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 最近住宅、工場等が大体近郊都市において非常に活発にできてまいりまして、御指摘のように、国営でやりましようとも、土地改良区の事業でやりましようとも、土地改良事業を始めているうちに、そのいわゆる受益地が脱落してまいる。そこで、たとえばその建設費をみんなが反当何千円ということに負担しているうちに脱落してまいると、残った方々がよけいに負担することにならざるを得ないのではないかと、こういう問題に非常にぶつかってまいる事例が多くなりました。私も、これについては根本的に考える必要がある、かように存じておるわけですが、現在私どもの考えております問題は、たゞしは、法の四十二条に権利義務の清算に関する規定がございます。そこで、在来これは非常に嚴重に解釈をいたしておたわけでございますが、やはり事態の推移にかんがみまして、これを活用すべきであるといひますか、この解釈によってそういう事態を是正していききたい。と申しますことは、要するに、転用して土地改良区から出ていくという方々に対しては、ここでその決着をしていただく。各地におきましても相当活発にこの決着を行なう

ように相なつてきております。私どもの指導もその面を強めておるわけでございますが、したがっていまして、おまえ出ていくならば、たとえば残っている方には十年なら十年でとっておりまして、分を一律に繰り上げ償還をする、土地売り上げ代金の中から繰り上げて払ってもらうという形で、国営でも県営でも、土地改良区が農民負担の取りまとめをやっておりますので、取つていただくとして、残った方に影響がいかないように、こういう措置を講ずることによつてこの問題に対処いたしたい、また現にやっております。また、各地の土地改良区で激しいところほど、この決着というものは活発に行なわれておる。こういう形で私どもの考へていたしましては、いま先生御指摘の問題は、四十二条によつて解決したいと考えております。

○東海林委員 四十二条の第二項の権利を承継するものがないときの問題を私はお伺ひしておるわけですが、脱落する者の中には、先ほどお話が出たように、本人は初めから土地改良に賛成ではないが、大多数の者が賛成のために、強制的に入つておるといふ者もあると思ふのです。と同時に、工場誘致等にその土地が使われている場合に、各個々の人も実益が多い場合があると申すのですが、しかし、土地改良区がまだ実際に効果を發揮してないわけですから、土地改良区からは何ら実益を受けていないかたといふ人になると思ふ。その場合に、従来かかった組合費なり、あるいはそれまでかかった工事費の一部を出せと言つても、なかなか納得しない。実際問題として負担が困難だということになって、私の知つ

ている例なんかでは、しかたがないから地方公共団体が肩がわりした。地域の発展のために工場誘致するのだから、その人たちの分まで肩がわりをして解決したという事例がありますけれども、実際に自分土地改良区から何とも恩恵を受けていないといふことからして、また中には、初めは賛成でなかつたが、強制的に入れられたといふ関係からして、局長さんがおっしゃるようなぐあいにはいかにないのです。だから、この法律の権利義務について必要な決着をしなければならぬという趣旨は、これはどういふふう

に理解したらいいのですか。それまでかかった事務費並びにその時期までにその事業に投ぜられた事業費までも負担しなければならぬといふことになつては、その点はどうかといふふうなことを解決されるのであります。いま四十二条の二項でこれを処理するといふお答えであります。具体的にそれをばつきりしてまいりたい。

○丹羽(雅)政府委員 年々の事務費は、御承知のとおり、一般賦課金として取つておりますものは、払つてなければ、組合のほうから見れば当然未収でございます。これを出していくときに決着するといふことは、とりもなおさず払わせることになつてまいります。私が先ほど来申し上げておりますのは、建設経費の負担の問題がやはり一番やつかいだろうと思ひます。それで、建設の負担は、土地改良を始めたときに、事業費が幾ら、負担がどういふことをきめて、先ほど来のお話のようにスタートするわけでありまして、その数字のきまつております形におけるところの負担金は決着して出ていっていただ

く、こういう運用を励行いたしてまいりたいという趣旨でございます。

○東海林委員 そうすると、その事業費の負担という場合は、国営の事業のように事業完了後において負担を受益者に分割するといふ場合には、いまの点はどういふふうになるのですか。

○丹羽(雅)政府委員 国営事業等で負担金を農民から取るのを事業完了後にしておるのは、一種の農業政策として、そういう一種の猶予をやつておるわけですが、償還はあるのだけれども、取り方を分割払いにするといふことでございます。したがって、いまのようにならざるに必要の際には、その農業から脱落——脱落といふことは適当ではございませんが、土地改良区から出ていく場合に、その猶予といふものは必ずしも考える必要がない。ことに転用等で収入もある階層でございますれば、こういうことを考える必要はないといふ立場に立つております。

○東海林委員 もう一つお伺ひいたしますが、四十二条の二項の場合には、計画自体としては全体として変更がないが、ただ、従来組合員たる資格を持つておった者が、自分の個人的な理由で脱落していくといふ場合もあると思ふのです。その場合は私は非常にはつきりして思ふのですが、そうであるに、先ほど申しましたように、一部工場誘致等によつて計画自体の面積が縮小されて、その縮小されたものが一応みんな脱落するといふような場合には、どこまで事業費といふものの負担をさせるのか、この点は実際問題として非常に問題だと思ふ。当初の計画から見れば、若干計画といふものは縮小されるということになるわけですが、当該部分について、その縮小された経費といふものが、縮小された面積と相対するものと考えるのは必ずしも妥当でないように思われる。たとえば水源の工事、ダムをつくつて貯水するといふような工事は、少しくらい面積が減つたからといって、ダムの規模を減らすとかいふことにはならないはずで、ただ、管水路とかそういうものになれば、面積が変更すれば計画は縮小されますが、水源工事には影響がない場合が多いと思ふ。そういう場合の負担させるはつきりした基準がないと、常にこれは問題になります。そういう点はどうかといふふうに考えますか。

○丹羽(雅)政府委員 たいへんむずかしいお話でございますが、私どもの心がけといたしましては、一つの問題は、工事にスタートいたしまして、事情が変わつてまいる、その際は、まず第一に、計画変更といふことには心がけたいと常に思つておるわけでありまして、明らかに受益地が変わつてくる場合には、計画変更で、その水路なり何なりが切り詰められる部分、これは切り詰めて、よけいな負担をかけて下からよけいに取るややこしいことをやらないのがベターであります。ただ、先生も御指摘になりましたように、ダムあるいはため池等になりますと、すぐさつと切りかえるといふわけにもまいらぬ場合もあるかと思ひます。この場合には実はいろいろ事例が出てまいりまして、たとえばこのダムの水をそこにできました工場等が使うといふ場合があるわけでありまして、この場合は、私どものことばで再アロケーションと申しますがアロケーションのやり直しをやりまして、同じダムをつ

くりましますけれども、工場側にそのダムを持つてもらうということ、あるいは部分的にできておりますようなものは、使用料という形で実質的にアロケーションを土地改良区でとつてしまふ、こういう道も考えられる。最悪の場合といつたしましては、ダムはできたけれども、なかなかその水を使う人がいないという場合の問題を、私どもも実際問題として非常に苦慮しております。そこで、いま先生御質問の事業費をどの段階でどういうふうな確定するかというところになるかと存じますが、私ども四十二条の解釈にあたっては、その時点において確定しておる事業費でこの問題を考へていったらどうか、かように考へておる次第であります。

○東海林委員 いまの点は、ある程度ケース・バイ・ケースで処理しなければならぬ場合もあるかと思ひますが、しかし、処理の基準的な考へ方をやはり明示しておきませんと、私が知っておる範囲でもあちこちで問題になっておりますから、ぜひそういう点よく御検討されて、適当な基準を下部までお示し願ひたい。この点をひとつお願いしておきます。

角屋君から関連があるそうですね。○角屋委員 いまの東海林委員の質問は、これから土地改良事業を進める場合には、非常に重要な問題の一つであります。これは過般私がお尋ねしたときにも、新しく設けることになりました第九十条の二の特別徴収金、この問題と、いまの四十二条の権利義務の承継及び決済、それと第六十六条の地区変更、第六十六条では条文が簡単になっておりますが、「地区内にある土

地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかにした場合は、その土地について組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない。」という第六十六条の規定があるのですが、これは今日のまでの土地改良事業の中で、特定土地改良工事特別会計でやつてゐる、私たちの地域でも起こしてゐるのですけれども、当初予定した受益地区として、あるいは負担の対象としておつたものの、その中から、事業の推進の過程で第六十六条によるところの地区変更という申請が出てまいります。そうすると、これはやはり事業をずっと遂行していくという側からの意見もあり、なかなか第六十六条の取り扱いが現実にはやはり問題を提起しておる。明らかであるというふうな条文上なつておるけれども、明らかであるかどうかという議論もありませんが、いま申しました四十二条、それから第六十六条、新設された第九十条の二、特別徴収金、この関連は、今後の土地改良事業推進の場合にはやはり取り扱ひ上きちつとしておく必要がある、こういうふうな従来の土地改良事業の推進から思ふわけですね。この辺のところ、基本的な見解として少しく明らかにしてもらひたい。

○丹羽(雅)政府委員 いま御質問の九十条の二の特別徴収金は、この前にも御説明いたしましたように、干拓地に配分いたしました際に、たまたまその干拓地が工場立地としていいということ、農民が農業用に安く取得させたものを高く時価で、一般の土地と同じような形で売つてしまつた事例がござ

います。会計検査院等で非常に御注意をいただいております問題でございますが、今後太平洋ベルトラインにおきます干拓地等においてはこういう事例が予想されますので、もともと農業をやるから安い負担金で土地の入手をさせたわけでございますが、その農業をやらないで売り払うという場合には、特別徴収金として、かかった経費を限度といつたしまして差額が取れるという趣旨の規定でございます。それから第六十六条の規定は、地区変更の規定でございます。これも先ほど申しましたとおり、地区を除外せざるを得ない場合におきまして、第一次的に継続地区等で、あるいは着手早々の地区等で考えなければならぬのに、そこが除かれた場合ならば、計画はどう直したらいいか、いわゆる計画変更の問題で、行政としては実務的に第一にやれる限りのことをやつて、当初の計画を修正すべきであるとは存じます。が、それができない、あるいはある程度できたといつたとしても、やはり地区を除外せざるを得ないという場合には、先ほど申しました四十二条の決済ということの問題を、その除外される地区におきます組合員等の間では考へてまいりたい、かように考へるわけでございます。なお、四十八条という規定がござ

いまして、それは先ほど申しました計画変更に関する規定でございますが、計画面では四十八条の計画変更、それから地区の扱いの問題として第六十六条の問題がうらはらの関係として働いてゐるような関係になつております。○東海林委員 もう一つ、経費負担の問題でお伺ひしたいのですが、河床の変更によつて、農業用水の取水口が、

いままでのものが役に立たずに、やり直さなければならなくなつた、あるいは排水ポンプのいままでのものが役に立たずに、新たに馬力を増して高く上げなければならぬというような問題がしばしば出ておるのですが、新河川法案を見ましても、国が河川工事をするという場合には、そういう用水の権利者の意見を聞くというようなことなしに、独断的に河川工事ができるというふうなことになるように私は見たわけですが、そういう場合に国の一方的な河川工事によつて、しかも農民にのみそういう負担を全部負わせるといふのは、非常に不合理ではないかという感じを私は持つておるのですが、新河川法の合議の際に、農林省として、そういう点について建設省当局と何らか話し合つたことがあるかないか、また、この問題について、農林当局としてはどのような考へを持つておられるか、この点をひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 新河川法におきまして、第八条で、「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。」ということ、流水による公利の増進、公害除去の立場で行なわれまふものでございまして、これはこれなりに尊重すべき事業と心得ておるわけでありまして、そこで、私どももいたしましては、この河川工事が農林関係の仕事に影響なしとしないということ、この河川工事そのものを法律上は、これはたてまえ上非常に問題があら

建設省が河川工事をする場合、農林省が河川について水利事業をやる場合に、両者は事前に緊密に連絡しなうという趣旨のことを覚え書きでかわしておる次第であります。それから河川管理上の許可に関しましては、御承知のとおり、流水使用のための工作物の新築等の許可につきましては、三十五条等で協議にかけておるわけで、全般的にできるだけ法律上の協議事項あるいは覚え書き上の協議事項をもちまして、河川工事によつて農業用の施設あるいは農業そのものの営みに影響のないように、事前の相談をもつて対処したい、こういう基本的な立場で河川法の制定の際には対処いたしました次第であります。

○東海林委員 私、もう一点お尋ねしたわけですが、河川工事をやつたために、場合によつては河床が下がつたために、取り入れが不可能になる場合があるわけでありまして。もう一つは、逆に河床が上がつて、それで排水が従来のポンプでは不可能になつた、あるいは当然やるべき河川の管理を怠つたために、あるいは河床が上がつてポンプを増強しなければならぬという場合もあり得ると思ひます。そういう場合の負担を、普通の場合の取水口なり、あるいは排水機械の新設、それに対する補助率と同じでこれをやれということとは、非常に無理ではないかと思ふのですが、そういう点についてのお考へを承りたいと思ひます。○丹羽(雅)政府委員 河川工事で農業用施設に影響を及ぼした場合の負担といひますか、賠償といひますかの関係は、実は常々建設省ともいろいろ話し合ひもし、ことに河川法施行にも関連

利権が指定されるということは当然予想されることであります。

そこで、お伺いしたのであります。が、現在の農業用水、工業用水、さらには上水道、利根川の全有効水量が現在どういう状況に、これがどういう割合で活用されておるかという点、さらに現在、御承知のように、矢木沢とか下久保とかいうダムが、いろいろと利根川の有効水量を増加する計画が進行中でございますが、こういう既定の計画が完了した上で、いま申します三つの農業用水と工業用水と上水道用水、この利用の区分がどういうふうに変化するようないまの計画になっておりますか、その点をひとつお尋ねいたします。

○**崎谷政府委員** 東海林先生のお尋ねの利根川水系の水の利用の問題でございしますが、現在利根川水系の水の使用の数字というのは、実はいろいろございしますけれども、ラフに申しまして、全体で毎秒八百三十トンでございます。毎秒八百三十トンくらいは利根川の水を使っておると承知しております。そのうち、大部分といえますが、九十数パーセントになります。毎秒八百十トンくらいが農業用水、工業用水、上水道につきましましては残りの毎秒三十トンでございます。工業用水毎秒十トン、上水道用水毎秒二十トン程度というのが私どもの持つておる数字でございます。

利根川の水をどの程度まで利用しておるかということでございますけれども、八斗島の下流だけでかりに計算いたしますと、利根川の河口におきまして大体百三、四十億の流量がございしますが、八斗島下流のいろいろな用水を合わせまして、十六億から十七億くらいは

になる。約一二%から一三%くらいが利根川の水を利用しておるといふことになりす。

それからお尋ねの次の点でございますが、矢木沢、下久保等上流にダムをつくった結果どういふことになるかと御質問でございますが、矢木沢と下久保だけをつかまえますならば、矢木沢だけで毎秒十七トンの水を新たに生み出すことになるのであります。そのうち十三・六トン、これは大部分になり、残りはわずかでございすが、十三・六トンというものが群馬用水に使われる農業用水でございます。それから下久保ダムでございますが、下久保ダムの水自体は毎秒十六トン、これは上工用水に使われる。それから農業用水の現況は、先ほど申し上げました毎秒八百トンでございます。これがダムが完成してどうなるかということでございますが、矢木沢、下久保に限らず、全般的に申し上げまして、水資源開発促進法におきます利根川水系の水の需要供給を考へまして、先般基本計画を一応セツトいたしました。その数字で申し上げると、昭和四十五年におきまして、現在よりも毎秒百二十トンくらいの水を生み出すということにいたしております。そのうちの緊急の需要があるので、それに対処するためにこのくらいのもを供給していかねければならぬという目標の数字でございます。この毎秒百二十トンの水を昭和四十五年までに生み出してまいります。このうちの約三分の一、四十トンくらいが農業用水に充てられるわけでございす。それから五十トンくらいが上水道用水、三十トンくらいが工業用水、そういうバランスになら

うと思ひます。でございますので、パーセンテージから申し上げますならば、現在におきましては九十%が農業用水である。四十五年におきましては新たに上流にダムをつくり、増水施設をつくりまして、四十五年までには百二十トンふえます。そのうちの三分の一が農業用水である。ただし、全体のパーセンテージから申せば、もちろん新たな利水が出てまいりますので、パーセンテージは九〇%を多少切るように計算上はなろうと思ひます。大体そういうことでございす。

○東海林委員 四十五年の見通しをいま伺つたのですが、さらに経済企画庁としては、もっと長期な計画を何か持つておられるのじやないかというふうな気もするのですが、利根川水系について、さらに長期な利水計画といたうようなものの計画があるのですか、ないのでか。その点をひとつ。

○崎谷政府委員 水資源開発促進法に於て、緊急の水需要に対処して広域に開発するといふ思想で、基本計画をつくるということに相なっておりまが、基本計画と申しますのは、需要供給のバランスのとりの得る数字ということになるわけでございすが、私ども一応増進計画、その他工業用水の計画、上水道の計画、いろいろな計画を積み上げて、それから出てまいります水の需要といふものをかなり計算したわけでございす。それは一応四十五年といふところまで大体確からしい数字が実は出てまいります。五十年とかもう少し先のことをとつたらどうかといふことで、作業も実はいたしてまいりましたけれども、なかなか的確な数字がつかめませんので、一応四十五

年——目先数年になりますけれども、一応四十五年といふことで、さしあたり水資源開発促進法による水資源の開発を進めてまいりたい、こういうことでございす。

○東海林委員 次に、公共用水域の水質の保全に関する法律の水質基準の設定の問題でございますが、最近鉾山あるいは特に工場の排水等で、非常に農業用水その他が汚濁されるという問題が出て、三十三年に水質保全法ができて、三十四年の三月から施行されるといふことになっておるわけですが、どうも私の聞いておる範囲では、水質基準の設定が遅々として進まない。全国でまだ四カ所しか指定されていないといふふう聞いておるわけなんです。私は、具体的問題として、私の近くの渡良瀬の問題があるわけですが、足尾鉾山からの鉾山水の問題は、御承知のように、明治時代の田中正造先生

の時代から非常にやかましい問題でございまして、しかも今日までこれが常に鉾山側と下流農民側で紛争を起こして、一日も早くこの水質基準の設定がなされて、水質の保全ができるように期待をしておるわけなんです。この問題がいままでどういふような経過をたどつて今日に至つておるのか、全国における公共用水域の水質の保全に関する水質基準設定の具体的な事例としてお伺ひしたわけですが、どういふふうな経過で今日に至つておるかをまず御説明をいただきたいと思ひます。

○崎谷政府委員 公共用水域の水質保全の法律ができてから数年になります。これは事実でございますが、いま渡良瀬川を具体的な例として御質問がございましたので、渡良瀬川についてお答えをいたします。

渡良瀬川につきましては、三十四、五の両年度にわたつて、詳細な調査を行ないました。ただ、この両年度の調査は大体平時の調査でございまして、水の大くさん流れておりますところの調査をいたしました。三十四年度に一度は渡良瀬川の調査は終了したわけでございます。普通、河川の水質の調査は通年調査と申しますか、一年がかりでやるわけでございます。それから補足調査に時日を要するといふのがよくある例であります。渡良瀬川につきましても、やつと三十六年度に調査が完了いたしました。

それから水質のきめ方でございますが、これはなかなか学者先生の間でも調査いたしましたこのデータを分析と申しますか、かなり日数を要します。それで、そのデータに基づきまして、ある程度水質基準をつくつて、専門家にお願ひをしておりますが、水質審議会の専門部会にはかりするわけでございす。渡良瀬川につきましては、専門部会の設置が——これは各省推薦の専門委員によつて構成するわけでありまが、この部会の設置が若干おくれて、三十七年の終わりにようやく部会の構成ができました。三十八年の最初に初めての部会を開きました。渡良瀬川につきましては、三十八年のたしか六月とか記憶しておりますが、現地部会といひますか、現地で住民関係者の御意見を伺つたり、現地の実情を専門委員の方々に見ていただい

て、過去に調査いたしましたこのデータに基づきまして、一応渡良瀬川の水質の究明といふことを、部会の設置と並行いたしました。鋭意やつております。やつておりますが、何しろ渡良瀬川につきましては、これは田中正造氏のお話が出ましたが、もつと古くは三十五十年くらい前に初めて、あそこ鉾山は発見といひますか、探鉱されたところでございます。そのころからいろいろな堆積がございす。それと、明治以来いまの企業形態になりましてからもいろいろな紆余曲折がございすが、渡良瀬川につきましては具体的な事例を申し上げて、困難な点を御理解いただければ、けっこうだと思ひますが、鉾山麓水が下流の農業用水の取り入れ口にどの程度まで影響するのといふ問題が、実がなり議論の分かれるところでございます。鉾山側におきましても、なかなか完全な施設がいままではできておりませんことは事実でございますが、現在操業しております部分につきましては、相当程度金を注ぎ込んで鉾山の防止設備をいたしております。過去の堆積といふのは、その間に問題になってくるわけでございす。それともう一つは、渡良瀬川のオツトセイ岩といひますか、ある地点である水質が検出されるわけであります。それがさらさら下流の農業用水の取り入れ口までにはかなり水量がふえるわけであります。当然希釈されていくはずであります。現実にはなかなか水量ほどには希釈されない。その間に何か原因があるのじやなからうか、こういう議論も出てまいるわけであります。そういうことで、廃水の水質と直接農業用水の取り入れ口の水質との

関係というものは、なかなかずばっときめるわけにはいかないという問題がございませう。水質保全法そのものが、またこう申し上げますと、ことばは悪いですが、加害者被害者、被害と被害の調整というのを前提にした法律でございまして、この渡良瀬川の水質につきまして、いま申し上げたような事情によりまして、工場排水と農業用水の取り入れの水質、その及ぼす農業被害、こういう因果関係がかなり学問的にむずかしい問題でございませう。これから専門部会でさらに御審議を願うことになるわけでありませう。

こういう事情で、渡良瀬川につきましては、だいぶ予定よりもおくれれておることは恐縮でございませう。ほかの川につきましては、いま隅田川を全力をあげてやっております。これもなかなかむずかしい問題であります。そのほか、北海道の川等について、近く部会の結論が出るように私どもとしては努力しております。

○東海林委員 相当むずかしい問題だということはおもわれるのですが、しかし、あまり学問的にむずかしい、むずかしいと言っておったのでは、いつまでもこれは解決しないじゃないか。渡良瀬の關係で言いますと、農業用水を下流で伏流水をとるために、ずいぶん金をかけたり、あるいは沈砂地をつくったり、群馬県側あるいは栃木県側でもずいぶんやっておるわけですね。化学的にも非常に有毒だという点もありますが、一つは、微粒子によって土壌の表面が硬化して空気の流通が悪くなるという点もあって、これはおそくなればおそくなるほど、そういう被害が累積するところがあるわけですね。

何とかこれはひとつ——経済企画庁だけを責めるわけにはいかないで、実は農林省にも私は一昨年から数回参りまして、お話をさせていただくと、私の受けた感じが率直に申しますと、何か農林省も非常に消極的であった。特に前計画部長のときはきわめて消極的であったという感じを受けたので、これは非常に困るのでございませう。率直に言って、私は、農林省は農民の立場から大いに主張してもらい、あるいは渡良瀬で言えば、通産省は鉱山側の立場で大いに積極的をやっても、そうする中で、経済企画庁がまあ中立的な立場で、専門部会なり審議会の御意見によってこれをきめるといふことにならないと、なかなか解決しないじゃないか。しかも解決しなければ、それだけ被害というものが累積して、あとでせつかく水質基準がきまつたけれども、被害を排除するに足らないと金がかかるというふうな問題になると思っております。

そこで、お尋ねしますが、これまで専門部会は何回開かれておるのか、渡良瀬について審議会がいままで開かれたことがあるのか、ないのか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○崎谷政府委員 渡良瀬につきましては、先ほど申し上げましたように、部会を構成いたしましてから、三十八年の初めに部会を一応やりまして、それから三十八年六月に専門部会の現地部会を開きました。その間、専門部会にいろいろ資料をどういふふうか解析して——実は専門部会におはかりすると申し上げても、その前に各省の調整と申し上げることがございますので、専門部会にいきなり渡良瀬の水質についてはど

うしたらよろしいでしょうと言われたいはまいますので、一応各省相談ずくの案といひますか、大体各省の考え方というふうなところをまとめまして、その上で専門部会においてお願いすることになります。その渡良瀬につきましては、専門部会の開催回数はいま申し上げたとおりでございませう。近く各省大體線がそろいますので、その上は、大いに専門家に何回もお願いすることになる、こういうことでございませう。水質審議会は、専門部会が終りました段階に最後の締めくくりをお願いする、こういう手はずにしてございませう。

○東海林委員 次に御尋ねしますが、県からは、たしか昨年の十月ごろ、県としての具体的、数字的なこまかい意見が出ておるやうに伺つておるのですが、関係省の農林省や通産省からそういう意見なり具体的、数字的な資料をすでに企画庁のほうに提出がございましたでしょうか、まだないのでございませうか。

○崎谷政府委員 群馬県当局からは、渡良瀬川の水質を、農業用水の取り入れ口におきまして、銅分でございませうが、〇・〇一PPM、百万分の一の百分の一でございませうが、そういう要望が出てまいっております。で、ございませうが、県の要望に対しては直ちに——県の要望としてはもちろん気持ちはわかりますけれども、これはほとんど水質の汚濁量の一〇〇%に近いカットを要求していることになりませうので、これはなかなかできにくい問題だと思ひます。農林省通産省とはそれぞれ相談をいたしておりますので、大體農林省でございませうけれども、御要望

の数字は私も事務的に伺つておるわけでございます。

○東海林委員 そこで、これは専門部会なり審議会を開かなければつきりしたことはならないと思ひますが、大體いまのところの予定では、審議会を開いて渡良瀬についての結論を出せる見通しは、どの時期というふうに見込んでおられますか、お伺ひしたいと思います。

○崎谷政府委員 いままで申しましたように、いままでに非常に時間がかかつておりますので、私どもとしてはできるだけ急ぎたいと思ひます。急ぎたいとは思ひますが、これから専門部会の諸先生方の御意見が——実はなかなか専門部会といひましても利害の代表が実質的にはございませう。で、ございませうので、かりに農林省、通産省といたした案ができますならば、私どももいたしましては、その案で押し通すと申しますか、できるだけ関係省の納得された案で押し通すくらいは気持ちでございませうけれども、専門部会の審議の模様によつては、あるいは時日がかからないとも限りませう。この点を明確に予測できないわけでありませうが、できるだけ一、二カ月のうちには専門部会の審議が結論を得られるやうに私どもとしては努力したいと思つております。

○東海林委員 渡良瀬の問題は一応わかりましたが、それでは三十九年度中に新たにこの水質基準の設定のできるの、いまのところ、何力所ぐらゐの見込みでございませうか。

○崎谷政府委員 実は三十八年度中に隅田川とか渡良瀬川とか石狩川とか、数本の河川を指定水域に指定して基準をきめるといふことに、段取りとして

は考へておりました。それが三十九年度にずれ込みまして、この数河川は三十九年度でございませう。それからさうたいと考へておられます。それからさうに、過去に調査しました河川のうちに、いま申し上げたような手続を踏みまして、さらに数河川は三十九年度中に指定に持つていけるもの、さうに考へておられます。

○東海林委員 全国でいま水質基準の設定をしなければならぬ河川は、みんなどのくらいあるのございませうか。

○崎谷政府委員 公共水域の水質保全法で、調査河川というのを一応指定してございませう。それは全国で百二十一ございませう。そのうち大體三分の一でございませうが、三十八、三十九年度までに調査をして指定水域にするという一応の段取りを考へておたわけでございます。全国で百二十一のうち三、四十の河川につきましては、三十八年度くらいに調査を完了するというところで、一応の調査計画はできて、大體毎年七八本ずつの河川について調査をやっております。それからいま申し上げたやうな水質基準の設定自体は、過去におきまして四水城しかやっておりませう。三十九年度中もせいぜい十水城くらいになると思ひますけれども、この調査が進み、審議会もだんだんと——むずかしい川を先にやっておりますので、数の点では非常に少ない成績しかあがつておりませうが、今後は毎年度に指定の数というものはもっとふやしていけるものと思ひます。

○東海林委員 むずかしいほうから始めたと言われますけれども、四年間に四本ですから、年に一本ですね。三十九年度を伺うと、数河川をやりたいと

いう程度ですね。これでは百幾らというようなものをやるには、ほんとうに百年かかる。もっとも簡単なものになれば早いということだろうと思うのですが、これではせっかく法律をつくった意義が非常に薄れると私は思うのです。非常にむずかしい、むずかしいという話がありまして、私もある程度わかるのですが、しかし、そういうことだけでは済まないと思いますので、ひとつ関係各省が十分連絡しまして、すみやかにこの設定のできるように御努力をお願いしたい。なお、設定しただけではなしに、さらにそれが守られるように十分な指導をお願いしたいと思うわけです。特に農林省は、先ほど失礼なことを言うたようですが、従来はこの問題について非常に消極的であつたという感じが私には抱いておるわけですが、そういうことではなしに、経済企画庁と十分連絡をとって、積極的にこの問題の推進に当たっていただきたい、このように考えるわけですが、その点、政務次官のお考えを承りたいと思います。

○丹羽(兵)政府委員 御説ごもっともと存じますので、今後は御注意のありましたように、積極的な態度で臨まっていたきたいと思います。

○東海林委員 それでは最後にもう一つ、これは政務次官にお伺いします。ここ数年來、日本の食糧は大体十分なんだというような間違つた考え方であつたようでございまして、政府当局においても、水田の開発とか稲作の改良ということについては比較的消極的であつたように思うわけです。土地改良法の中においても、どうも水田開発の予算というものがなかなか増額し

にくいような状態であつたのじゃないかと私は思っているわけです。一つの例は、昨年からはじめたビニール水田を二十五町歩ばかり試験的にやつたが、非常に成績がいいので、私どもの地方でも、これの希望を持っている者が相当多いです。特に私は、輕鬆地とかあるいは海岸の砂地帯の開拓地の不振地区における宮農改善というような点から見ても、このビニール水田なんかはなかなかいい施設ではないかと思うわけですが、ことしの予算編成の過程を伺いますと、第一次査定ではこれが全部落とされて、復活でようやく何とかなつたという点で、どうも事水田とか米とかいうことになると、予算面でも非常にこれが輕視されるというか、そんなことにはあまり力を入れなくてもいいのだという感じがここ数年來あつたのじゃないかと思うのです。ところが最近、御承知のように、米の問題はだいぶ逼迫いたしているわけです。わが党の石田議員が本会議で緊急質問をしようとして申し込んでいるのですけれども、あまりそういうことを表向きやられると、さらに米の心配が出てきて困るだろうというような御配慮もあるだろうと思いますが、なかなか質問も受けにならぬというようなことであります。私どもは、これはやはり非常に重要な問題だと思つておりまして、今後土地改良法に基づいて土地改良をやっていく上において、そういう点を重視しなければならぬ、このように思うわけですが、きょうは大臣がおりませんので、政務次官からひとつ、そういう点の御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○丹羽(兵)政府委員 米作と申します

か、米をつくるということについて、決して輕視をしたり、また十分足りるなんという考え方をしておつたのもございせんが、しかし一面、御指摘のありましたように、米作ということについてどうも輕く見たような向きもないとは――そういう面も一応認めないかならぬかとも思ひます。しかし、特に水田の土地改良事業についての御意見でございしますが、米作における生産性の向上につとめることはもちろんでございしますが、引き続き、その生産の維持、増産に資するつもりで、大いに今後力を入れてまいりたい、こう考えております。

○東海林委員 それでは、大臣に対する質問が二、三点残つておりますが、それは後日に譲りまして、きょうはこれで終わります。

○高見委員長 次会は明二十二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会